



はい！こちら消費生活センターです

With コロナ時代の新しい生活様式のなか、 正確な情報をもとに冷静な対応をしてください（2）

新型コロナウイルス感染症を想定した「新しい生活様式」を取り入れるなか、家にいる機会が多くなり、新型コロナウイルスに便乗した消費者トラブルの相談が多く寄せられています。以下に事例をあげますので注意してください。

事例 1 「話を聞くだけで 100 万円」を信じ、手続き費用を払い続けたが、連絡が途絶えた。

アドバイス 「相談にのるだけで報酬がもらえる」、「自宅で簡単に稼げる」などとうたうサイトに注意し、またメールやメッセージで、「〇〇円が当選した」など簡単にお金をもらえる話をされても返信しないようにしましょう。やり取りしている相手を安易に信用せず、冷静に判断するようにしましょう。

事例 2 インターネットの通信販売で健康食品を購入した。割引価格だったので注文したところ、同じ商品が翌月も送られてきた。広告を再度確認すると、「3 回以上の定期購入が条件」と書かれていた。解約・返品できるか？

アドバイス 健康食品等の通信販売で、定期購入が条件となっており、その期間は解約ができない契約が増えています。とくに割引価格の「初回」「モニター」「お試し」は契約条件に注意、解約や返品ルール確認は「注文前」に行い、また、インターネットの通信販売では「最終確認画面」に契約に関する重要な情報が集約されています。不明点はないか、自分の意図と相違する点はないか、必ず確認しておきましょう。

事例 3 業者が突然自宅に訪問してきて、「保険金を使って自己負担なしで住宅を修理しないか」と勧誘されて契約したが、よく考えるとおかしい。

アドバイス 保険金を使うかどうかにかかわらず、住宅修理をする場合は複数の業者から見積もりを取って工事内容や契約内容を慎重に検討してから契約しましょう。保険会社に火災保険等の保険金の請求をする際は、必ず消費者自身が事実に基づいて請求し、わからない場合は保険会社や保険代理店に相談してください。

トラブルにあった場合はすぐに消費生活センター等に相談しましょう。

消費生活の相談や苦情はお気軽に**相楽消費生活センター**へ（電話又は来所）

☎0774-72-9955（ナニ？キューキューGOGO!）

相談は**無料**です。 秘密は厳守します。

※「消費者ホットライン」☎188（いやや!）番もご利用ください。

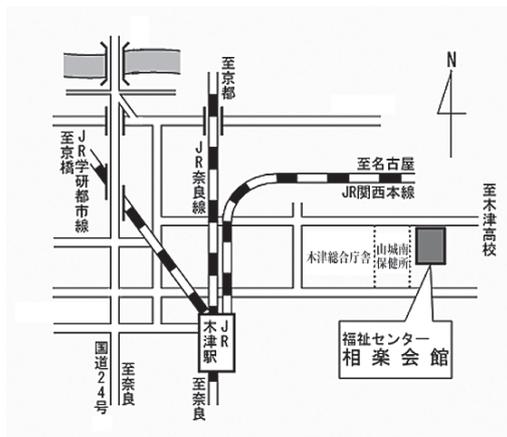
相談日 月～金（祝・休日、年末年始除く）

相談時間 午前9時～正午、午後1時～4時

住所 木津川市木津上戸15 相楽会館1階

京都府木津総合庁舎東隣（JR木津駅東口から徒歩約5分）

※土曜・日曜・祝日（年末年始除く）は075-257-9002（電話のみ）



相談すれば 楽になる